

令和5年生駒市農業委員会1回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局
会議開催日時 令和5年1月13日(金)午後2時00分
会議開催場所 市役所 401・402 会議室
出席者 議長 10 番 中本 真人
農業委員会委員
1 番 辻 英雄 2 番 山本 利昭
3 番 中井 啓二 4 番 西口 まゆり
5 番 池田 憲央 6 番 北村 由子
7 番 中谷 佳津代 8 番 山田 義美
9 番 染岡 政明
農地利用最適化推進委員
平尾 正隆 松尾 克巳
北本 光美 中尾 正人
井山 茂 奥野 通孝
高枝 敏治
説明者 事務局 局長 植島 秀史 補佐 吉岡 浩
主幹 有山 清隆 主査 田所 智
傍聴者 2 名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
3. 特定農地貸付けの承認申請について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について
3. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
4. 農地法施行規則第29条第1号による届出について
5. 公共による農地の一時使用について

6. 農地の転用事実に関する照会について
7. 公共による農地一時転用完了報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
 - 令和5年度 生駒市農業委員会予定表
 - 令和4年度 農地中間管理事業推進農地利用最適化研修会
～農地マネジメント活動の強化に向けて～開催要領
 - 農業経営改善研修会の開催について
 - なら就農相談フェア
 - 農政なら
- 補佐 出席者数による会議の成立を確認
傍聴人 2名
生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中本真人議長に議事進行を依頼
- 議長 開会宣言
議事録署名委員の指名
1番 辻 委員、2番 山本 委員、3番 中井 委員
- 〈中井委員 退出〉
議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼
- 主査 〔議案読み上げ〕
農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。
- No.1～2の申請地の位置について
別紙位置図の地図番号(1)で、近鉄壱分駅より東へ約400mのところに位置する壱分町地内の農地2筆
- 申請理由について
譲受人が農業経営拡大のため、譲渡人の農地を所有権移転することとなった次第である。
なお、譲受人は、引き続きこの農地で水稻、野菜を栽培する予定である。
- 要件について
耕作に必要な農機具等についてはすでに本人が所有しており、また農地取得の下限面積要件についてだが、営農している農地が20アール以上あるため、当該要件を満たしている。
- 現地調査について
今月10日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

No.3の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で、国道168号線出店北交差点より東へ約100mのところに位置する南田原町地内の農地

申請理由について

譲渡人は、母親より相続した農地を多く所有しているものの、住所地と離れているために知り合いの方にお手伝いしてもらいながら維持してこられた。

今回、近隣に在住する譲受人となる方が、譲渡人の農地を所有権移転することとした次第である。なお、この農地では水稻を作付けされる予定である。

要件について

譲受人は、耕作に必要な農機具等については、すでに本人が所有しており、また農地取得の下限面積要件についてだが、ご家族で所有している農地が1,906㎡と今回取得する農地が1,431㎡であり、合計面積が20アール以上になるため、当該要件を満たしている。

現地調査について

今月10日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第1号(No.1～2)について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 兄弟で農地を相続したが、弟が相続した農地を売却したいという意向があり、兄が購入することとなった。特に問題ないと思われる。
- 議長 議案第1号(No.3)について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 譲受人は周囲で農地を所有しており、農地の維持など特に問題ないと思われる。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言
〈中井委員 入室〉
- 議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼
- 主査 [議案読み上げ]
本申請は、所有権の移転や賃借権・使用借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がでてきたものである。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(3)で、南田原公民館から北西へ約300mのところの位置する南田原町地内の農地

申請理由について

申請者は、土地所有者と親子であり、別々にお住まいだが、申請地に分家住宅を建築し、父親の農業を手伝い、農業に従事することになったものである。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、おおむね10ha未満の区域内であることから、第2種農地に該当する。

申請にあたっては、汚水は浄化槽で処理した後南側の河川へ、雨水も南側河川に放流することになっている。また隣接農地の所有者及び地元農家区長の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。なお、本農地については、税務署の抵当権が設定されているが、現在、抹消手続中と聞いている。

現地調査について

今月10日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

以上のことから、本案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 農家の分家住宅で、親子で住むということだが、特に問題ないと思われる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言
奈良県知事へ進達を依頼する。

○議長 議案第3号「特定農地貸付けの承認申請について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

この件については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請されたものであり、生駒市では遊休農地対策の一環として、この法律に基づく特定農地の貸付けを行っており、この手続きを行う場合、農業委員会で審議することが必要であるため、本申請が提出されたものである。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(4)で、生駒南小学校南西へ約100mのところの位置する萩原町地内の農地

申請理由について

使用貸人は、ここ数年は草刈り等の維持管理のみの状態だったが、今般、特定農地として貸し出すことになった次第である。

一方借受けされる方は、既に決まっていると農林課より聞いている。今後は畑として利用される予定で、主に野菜を作付する予定である。

現地調査について

今月10日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題はなかった。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第3号について地元推進委員へ補足説明を依頼
 - 委員 数年間耕作されていなかった土地ということだが、かなり丁寧に維持管理されていたようで、すぐに作付できるような状況である。特に問題はないと思う。
 - 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
 - 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
- 議案第3号「特定農地貸付けの承認申請について」の承認を宣言

報告第1号 「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号 「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号 「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第4号 「農地法施行規則第29条第1号による届出について」

報告第5号 「公共による農地の一時使用について」

報告第6号 「農地の転用事実に関する照会について」

報告第7号 「公共による農地一時転用完了報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号 「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査 [報告読み上げ]

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～10、No.14～26、No.28～48については、相続により所有権、No.11～13、No.27については、相続により賃借権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号 「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、農地法第5条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定、移転が伴う農地転用である。

No.1については地図番号(5)で、生駒台小学校の南へ約90mのところの位置する小明町地内の農地であり、青空駐車場を目的として農地転用の届出がされたものである。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。

報告第4号「農地法施行規則第29条第1号による届出について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条第1号の規定により、農業者が、自己の耕作の事業のための農業用施設を目的とする200㎡未満の農地転用の場合、許可は不要であるが、農業委員会に対して届出を出すように指導をしているため、本届出ができたものである。

本届出地については、地図番号(6)で、国道163号線、北田原大橋交差点から南東へ約170mのところの位置する北田原町地内の農地であり、農業用駐車場を目的として農地転用の届出がされたものである。

報告第5号「公共による農地の一時使用について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、転用者が国や県、市町村である場合、農地法第5条第1項第1号に規定により、農地法の転用手続が不要であるが、そのままだと、農業委員会として、転用行為を把握することができないことから、農地転用の届出を出していただいているものである。

申請地は、地図番号(7)で、No.1については国道168号線新神田橋の西側、No.2及び3は、国道168号線が龍田川沿いに入った所の対岸に位置する小瀬町地内の農地である。

現在国道168号線バイパス工事が行われているが、それに伴う資材置場として一時使用することの報告である。

報告第6号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1は20年以上前から自家用車等の駐車場として利用されてきた農地である。

No.2は20年以上前から山林化した農地である。

No.3は20年以上前から宅地として利用されてきた農地である。

報告第7号「公共による農地一時転用完了報告について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、国や県、市町村が公共工事に伴い、農地を資材置場等で一時使用する際に届出を出していただいていた分につき、期間満了に伴い農地に復元したことの報告である。今回の報告は、奈良県警が警察署建設に伴い、その現場事務所として使用していた分である。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 報告第3号のNo.4だが、賃貸人が2人いるが所有面積の261㎡は2人分含まれているのか教えてほしい。

○主査 261㎡は公簿の面積で、この1/2の面積をそれぞれ所有している。

○委員 報告第7号の公共による農地の一時転用完了報告だが、完了したということは農地に戻っているということか。

○主査 農地に戻っている。

○委員 今後、雑種地から農地に変わったという報告案件がでてくるということか。

○主査 完了報告がでてきているので、これで手続きは終了である。

○委員 現状、この農地の地目は雑種地ではないのか。農地には変わらないのか。

○主査 課税課に報告しているため、その間は雑種地扱いとなっている。今回完了報告が出たことを課税課に報告するため、また農地に戻ることになる。

○委員 報告第6号の転用事実に関する照会についてだが、流れを説明してほしい。所有者には照会がされた旨の説明はされているのか。

○主査 農地の転用事実に関しては、申請者から法務局に地目変更の申請がなされ、その後、法務局から照会が来るので、事務局は推進委員さんと共に現地調査をしたうえで法務局に対して回答を出し、地目が変わるという流れである。あくまで申請者からの申し出の為、申請者は把握されている。

○委員 申請者がいない場合はどうなるのか。

○主査 申請者がいない場合は法務局から転用事実に関する照会がくることはない。あくまでも土地所有者が法務局に対して地目変更申請を出した場合のみ、このような手続きがなされる。

○委員 山林であっても荒廃地であっても農地としていくということか。

○主査 そうなる。

○委員 航空写真などと実状を照らし合わせて、職権で地目をかえてしまうことはないのか。

○主査 まず意向確認を取り、それに伴い行うために一方的に地目変更を行うことはない。

○委員 南で実施している非農地判定の事を教えてほしい。

○主査 非農地判定も、市の方で所有者に対して地目変更をするかどうかの意向調査を行う。それに

対して変更してほしいと返答があったものに対してのみ地目変更を行っている。あくまでも所有者の意向に則して行っている。

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼
- 主査 事務局の方からは特にないが、委員さんの方で何かあれば教えてほしい。
- 議長 「その他」について事務局に依頼
- 主査 農地中間管理事業推進農地利用最適化研修会開催要領について説明
日時:令和5年1月27日(金) 午後1時30分～午後4時
場所:いかるがホール
- 補佐 令和5年度生駒市農業委員会予定表の説明
1年間の予定表になっている。皆様方の任期が7月19日までのため、そこまでは白でそれ以降は色を付けてあり、今のところはこの予定である。次の委員さんの任期が7月20日からなので、会議室の都合で7月21日に開催する予定である。
- 補佐 農業経営改善研修会について説明
日時:1月26日(木) 午後1時半～
場所:JA奈良東部営農経済センター
農林課を通じて、認定農業者へ渡っている。
- 補佐 なら就農相談フェアについて説明
日時:1月29日(日)午後1時～
場所:奈良県文化会館
農委事務局も農林課と共にブースを設けて参加している。
- 補佐 農政ならについて説明
女性委員3名が参加された研修会が記載されているのと、なら就農相談フェアについて記載があるので、またご一読いただきたい。
- 補佐 農のマッチングフェアの説明
日時:2月4日(土)
場所:グランフロント大阪
- 補佐 農業委員・推進委員の公募について説明
25期の農業委員・推進委員の公募の受付を開始した。1月10日から受け付けを始め、2月6日が締め切りになっている。2月10日に農業委員の第1回評価委員会、引き続き推進委員の評価委員会を開催する予定をしている。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 第二工区の遊休農地について質問あり
- 補佐 もし委員さんのところに問い合わせなどありましたら、直接事務局に問い合わせてもらえるようご案内をお願いします。
- 委員 南地区の非農地判断だが、現状は地目変更まで終わっているのか。進捗状況を教えてほしい

い。

○主幹 先月の委員会で議決いただき次の週には法務局に提出している。法務局からは昨年中に地目変更の通知を土地所有者に送る予定だと聞いており、12月末前後で所有者から地目変更の通知が法務局から届いたという話も聞いている。課税課にも同じ書類を渡しているため令和5年度の固定資産税の通知についても地目が変わった部分で課税されていると思う。

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○補佐 次回の日程について

定例会 令和5年2月10日(金)午後2時 401・402 会議室

現地調査 令和5年2月8日(水)

2月7日(火)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後3時10分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和5年生駒市農業委員会第1回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 1 番

議席番号 2 番

議席番号 3 番
